



熊野觀心十界曼荼羅
岡山県西大寺所蔵

<https://www.saidaiji.jp/about/precinct-guide/kanjin-jikkai-mandara/>

【重点目標1】

国民一人ひとりの認知症や認知症の人への理解が進んでいること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症希望大使を任命している都道府県数 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症希望大使等の認知症の人からの発信を支援している地方公共団体の数 ・認知症サポーターの養成者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度

【重点目標2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の計画策定の際に認知症の人と家族等の意見を反映している地方公共団体の数 ・認知症施策の計画内容の評価について、認知症の人と家族等の意見を聴取している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 ・本人ミーティングへの支援を実施している地方公共団体の数 ・専任の認知症地域支援推進員や若年性認知症コーディネーターを設置し、就労支援も含めて個別の相談・支援を実施している地方公共団体の数 ・医療・介護従事者向けに、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施した地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重されるなど、尊厳が保持され、これまでの生活が継続できていると考える認知症の人及び国民の割合

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

(認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護)

国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対するわかりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。（法第十七条）

【施策の目標】

認知症の人への意思決定の適切な支援や権利利益の保護が図られるよう、認知症の人への情報提供、啓発の促進を目標として、以下の施策を実施する。

(1) 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定

- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインについて、基本法の基本理念等を踏まえたものとして改めて策定するとともに、医療・介護の現場での活用促進を図る。

(2) 認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進

- 認知症の人や家族等に対し、意思決定支援の重要性の理解増進を図るため、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインについて、認知症カフェ等の場における普及を図る。

(3) 消費生活における被害を防止するための啓発

- 消費者安全確保地域協議会の設置促進を図るとともに、関係機関が連携し、消費者被害を防止するための注意喚起を実施する。

(4) その他

- 成年後見制度の適切な運用と利用促進を図るとともに、第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、その見直しの検討を進める。